

経営比較分析表（令和5年度決算）

茨城県 大子町

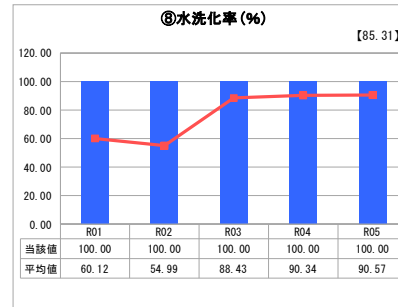
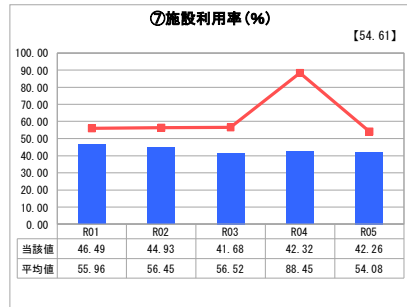
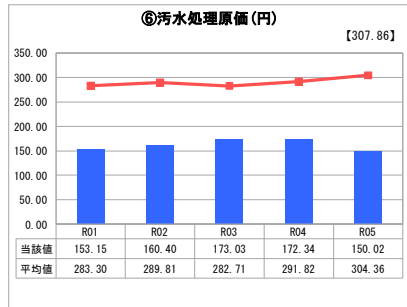
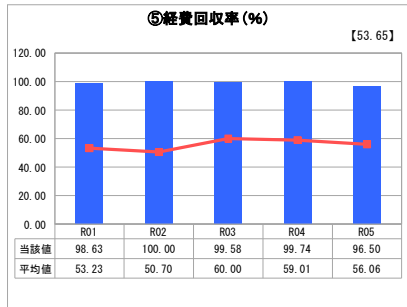
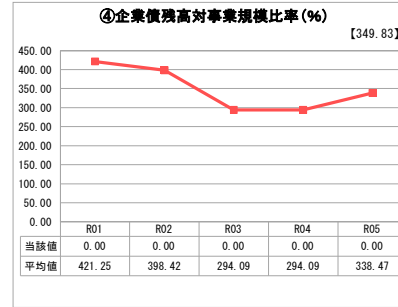
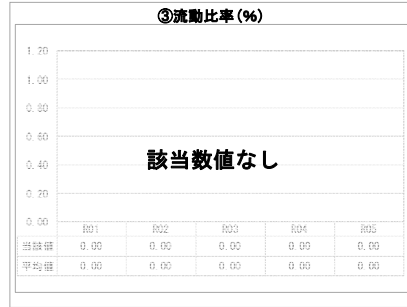
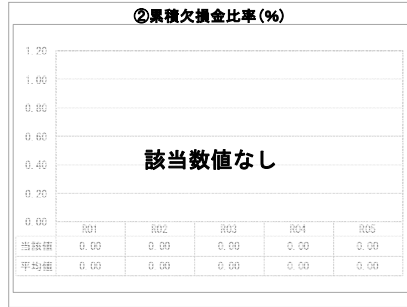
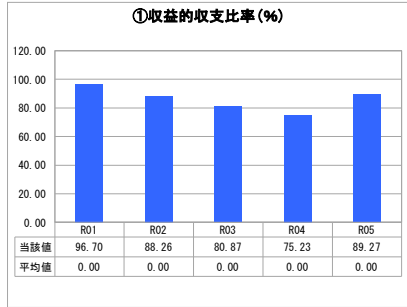
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	20.85	100.00	2,750

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,952	325.76	45.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,087	80.59	38.31

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、89.27%と赤字となっている。理由としては、入札による維持管理委託料の増加及び償還金の増加によるものである。なお、償還金は一般会計からの繰入金で賄うため、償還金を除いた総収益に対する総費用の割合は100%を超えており、料金設定等は適切と判断される。

④企業債残高対事業規模比率は、償還金は、一般会計からの繰入金で賄う為、例年0%の数値となる。

⑤経費回収率は、96.50%と全国及び類似団体平均と比較し高い値となっている。しかし、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄っていないため、適正な料金収入の確保と汚水処理費の削減が必要である。

⑥汚水処理原価は、全国及び類似団体平均と比較し、低い値で抑えられていることから、汚水処理に係る費用が抑えられていると判断できる。

⑦施設利用率は、全国及び類似団体平均と比較し低い値となっている。理由としては、浄化槽は住宅の延べ床面積で人槽を算定するため、処理能力が過大となる場合が多いことや、汚水処理人口の減少が考えられる。なお、浄化槽の使用率は、100%に近い数値となるため、適切な施設規模であると判断できる。

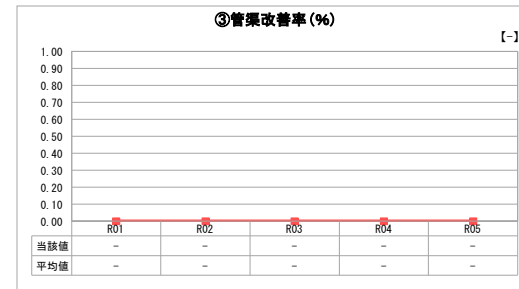
⑧水洗化率は、全国及び類似団体平均と比較し高い値となっていることから、浄化槽を設置して水洗化が適切に行われていると判断できる。

2. 老朽化の状況について

当町の特定地域生活排水処理施設事業（市町村設置型合併処理浄化槽整備事業）は、平成18年度から事業を開始し、令和5年度末で18年を経過する。浄化槽の耐用年数は、環境省が平成14年3月に策定した「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」によると、躯体が30年、機械設備類が7～15年とされている。

施設の老朽化は、切迫した課題となっていないが、故障等の修繕は、使用料を財源とするため、使用料の徴収を適切に行い、財源確保が重要である。

2. 老朽化の状況



全体総括

平成18年度から実施している供用18年目の事業であり、市町村設置型合併処理浄化槽の整備は、河川など公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的としている。事業は合併処理浄化槽を整備するほど企業債償還金が増加し、一般会計に依存しなければならぬ構造になっており、経営健全化には経費の削減及び使用料収入増が不可欠である。

今後は、空き家等による休止浄化槽の増加に伴い料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増加が課題となってくる。必要なサービスを安定的に提供していくために、地方公営企業法の適用による「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要である。

なお、特定地域生活排水処理施設事業については、令和6年4月から、公営企業会計の適用を開始している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。